



経営者のための

銀行交渉術

第9号

平成27年7月20日 (月)

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

■ ◆実践コラム

『個人保証を外すために必要なこと』

…個人保証の心配から解放されて、思い切った事業展開を行いませんか。

借入に消極的原因のひとつに、個人保証があります。

せっかく何か新しい事業に取り組みたいと考えても、借入まで行って挑戦するにはリスクが…となるのは当然です。

金融庁は、中小企業経営者が思い切った事業展開を行えるよう、金融機関に対して個人保証に頼らない融資の取組を支持しています。

金融庁が公表している「経営者保証に関するガイドラインの活用に関する参考事例集」の中から、事例をひとつご紹介します。

■ ある地域銀行の事例

経営管理の強化に取り組んでいる取引先に対して経営者保証を求めなかつた事例

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

・当社は、建設工事及び建材卸売業を営んでおり、建材卸売部門では大手メーカーや商社等と代理店・特約店契約を結んでおり、多種多様な商品(内外装タイル、ユニットバス、耐火壁、エレベーター等)を取り扱っている。

・震災復興関連工事の受注の増加により增收基調が続いており、内部留保も厚く堅固な財務内容を維持している。

・当行は、メイン行ではないものの、増加する震災復興関連工事に伴う資金需要に対応してきたところ、当社から短期資金の借入の相談があつた。

・また、借入の相談の際に、当行本部から送付されたガイドラインのパンフレットを見た経営者から、経営者保証を求める融資の相談を受けたことから、ガイドラインの内容を改めて説明するとともに、当社から提出のあつた直近の試算表や工事概況調等を勘案しつつ、ガイドラインの適用要件等の確認を行った上で回答することとした。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的な内容

・当行の営業店では、案件受付票の作成に合わせ、今回新設した「経営者保証に関するガイドラインチェックシート」を活用し、適用要件の確認を実施している。当該手続による確認の結果、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めて新規融資に応じることとした。

(1)決算書類について「中小企業の会計に関する基本要領」に則った計算書類を作成し、地元の大手会計事務所が検証等を行っているなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること

(2)内部留保も厚く堅固な財務内容を維持しており、償還面に問題がないこと

(3)四半期毎に試算表等の提出を行うなど、当社の業況等が継続的に確認可能のこと

・当社とは、長年の取引を通じてリレーションシップは十分に構築されている。

震災復興関連工事の増加による業況の拡大が、ガイドラインで求められている返済能力の向上に寄与している面は否めないが、当社が、外部専門家による検証等を含め、経営管理の強化に従来以上に取り組むことを表明していることから、当行としても、業況の把握に留まらず、当社の経営管理体制の構築について引き続き積極的にアドバイスを行っていく方針である。

事例をご覧いただいた通り、個人保証を不要とするには要件があります。当該案件の場合、下記の要件を満たしていることが、個人保証を求める理由となっています。

(1)決算書に信憑性があること。

(2)財務内容が良好であること。

(3)経営状況を継続的にディスクローズする体制が整っていること。

業況や財務内容の他に、高い経営品質を求められていることがお分かりいただけると思います。しかし、中小企業にとって、経営管理の強化は、人材面、資金面、スキル面において難しい課題です。

当事務所が提供している「資金繰り円滑化サービス」は、まさに金融機関を満足させる経営品質を構築するための取組です。

個人保証を外したいと考えておられる社長様、弊所ホームページからお問い合わせください。

◆お役立ち情報

『ものづくり補助金【革新的サービス】の事業計画書について』
...【革新的サービス】で応募する場合の事業計画書策定のポイントを
確認しておきましょう。

ものづくり補助金には、
【革新的サービス】、【ものづくり技術】、【共同設備投資】の3つの類型がありますが、第1次公募の採択状況をみると
【ものづくり技術】によるものが圧倒的に多く、【革新的サービス】で採択を受けるのは厳しいようです。

今一度、補助対象要件を満たしていると判断してもらえる事業計画書を策定するためのポイントを確認しておきましょう。

■【革新的サービス】の補助対象要件

【革新的サービス】の補助対象要件のうち、『どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関により確認されていること。』という要件は【ものづくり技術】も同じです。ポイントは、もう一つの補助対象要件である『「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3~5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できること。』という要件です。

この要件を満たしていると判断してもらえるような事業計画書を策定することが重要です。

■事業計画書策定のポイント

事業計画書の策定にあたっては、上記のガイドラインで示された方法によって行う革新的なサービスであるということを、具体的に示していく必要があります。

例えば、事業計画内容が付加価値の向上を図る計画の場合には、ガイドラインで示された次の8つの具体的手法のどれに該当するかを示す必要があります。

◇誰に

- (1)新規顧客層への展開
- (2)商圈の拡大

◇何を

- (3)独自性・独創性の発揮
- (4)ブランド力の強化
- (5)顧客満足度の向上

◇どのように

- (6)価値や品質の見える化
- (7)機能分化・連携
- (8)IT利活用

また、効率の向上を図る事業計画内容の場合には、次の2つの具体的手法のどれに該当するかを示すことが必要です。

- (9)サービス提供プロセスの改善
- (10)IT利活用

該当する手法は複数でもかまいません。

現状の課題分析や市場の分析を踏まえて、その課題を解決するためにどの手法を用いて取組み、それがどのように他社と差別化し競争力強化につながるのかということを分かり易くまとめることがポイントです。

【革新的サービス】での応募をお考えの方はご確認ください。